

建設現場向けの安全チェックリストを作成しました！

～建設業の労働災害防止に向けて～

令和6年1月から8月までの期間、相模原市内の建設業における休業4日以上[※]の労働災害発生件数は38件であり、昨年同時期の29件と比較し、9件（31.0%）増加しています。

相模原労働基準監督署は、令和6年6月と7月に、建設現場の安全パトロールを集中的に実施しました。その結果を踏まえ、建設現場向けの安全チェックリストを作成しましたので、ぜひ御活用いただき、建設業の労働災害防止に向けて御協力をお願いします。

□ 化学物質管理者を選任し、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者**を選任しましょう。

□ 高さ10メートル以上の足場の設置届を提出した後、足場の主要構造部分を変更する場合は、当該変更工事開始30日前までに、**変更届**を労働基準監督署長に届け出ましょう。

□ 機械(刃部を除く。)の掃除、給油、検査、修理又は調整の作業を行う場合において、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、**機械の運転を停止**しましょう。

□ 車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、あらかじめ**作業計画**を定め、かつ、当該作業計画により作業を行ないましょう。

□ 車両系建設機械を**主たる用途以外の用途**に使用してはいけません。



□ 高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、**囲い、手すり、覆い等**を設けましょう。

□ 作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための**安全な通路**を設け、かつ、これを常時有効に保持しましょう。

□ 架設通路で墜落の危険のある箇所には、**手すり及び中さん**を設けましょう。



□ 高さ2メートル以上のわく組足場以外の足場で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、**手すり及び中さん**を設けましょう。

□ 高さが2メートル以上の足場で、足場材の緊結、取り外し、受渡し等の作業を行うときは、**要求性能墜落制止用器具**を安全に取り付けるための設備等を設け、かつ、労働者に**要求性能墜落制止用器具**を使用させましょう。



□ 強風、大雨等の悪天候の後において、足場における作業を行うときは、点検者を指名して、作業を開始する前に**点検**し、その結果を**記録**しましょう。

